

(趣旨)

第1条 この規則は、飛騨市企業立地促進条例(平成20年飛騨市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(新設の基準)

第2条 条例第2条第2号に規定する市内に事業所等を有する者が既設の事業所等以外に異なる業種の事業所等を市内に設置する場合とは、別表の基準をもとに、事業所等の設立目的、法人登記、設立経緯、業務内容、運営形態、事業計画等により総合的に判断し、新設であることが合理的に認められる場合とする。

(投下固定資産の範囲)

第3条 条例第2条第8号に規定する新たに取得した固定資産は、次に定めるものとする。

- (1) 操業開始前5年以内に取得した土地及び操業開始前1年以内に建築又は取得した家屋で、いずれも当該事業所等の操業に必要なものをいう。ただし、土地については、事業に供される部分の100分の250に相当する面積(敷地内に自然環境に配慮した公園等を整備又は取得する場合は当該公園等に相当する部分の面積を、その他事業を行うために必要であると市長が認める土地については市長が必要と認める部分の面積を加算することができる。)を上限とする。
- (2) 操業開始前1年以内に取得又は操業開始前に取得契約若しくは取得に係る予約契約等が締結された償却資産で、いずれも当該事業所等の操業に必要なものをいう。

2 条例第2条第8号ただし書により除外する投下固定資産は、次に定めるものとする。

- (1) 従業員の福利厚生の用に供する施設
- (2) 親会社、同族会社等関連する事業者からの譲渡により取得し、又は名称変更、合併、分割等組織再編により取得した資産
- (3) 取得価格10万円未満で、財務会計上費用処理される資産

(借上料等の範囲)

第4条 条例第2条第9号に規定する借上料等は、操業開始前に賃貸借契約を締結して使用権限を取得し、かつ、親会社、同族会社等関連する事業者から借り上げた固定資産等以外のものに限るものとする。

2 条例第2条第9号に規定するその他規則で定める費用とは、情報サービス業、インターネット附随サービス業又はコールセンターの操業に必要な通信回線の使用に供した費用をいう。

(助成金対象業種)

第5条 条例第4条に規定する規則で定める助成金の交付の対象となる業種は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 農業 平成21年総務省告示第175号に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める農業をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (3) 情報サービス業 日本標準産業分類に定める情報通信業のうち情報サービス業をいう。
- (4) インターネット附隨サービス業 日本標準産業分類に定める情報通信業のうちインターネット附隨サービス業をいう。
- (5) 道路貨物運送業 日本標準産業分類に定める運輸業のうち道路貨物運送業をいう。
- (6) 高等教育機関 日本標準産業分類に定める教育、学習支援業のうち高等教育機関をいう。
- (7) 専修学校 日本標準産業分類に定める教育、学習支援業のうち専修学校をいう。
- (8) 学術・開発研究機関 日本標準産業分類に定めるサービス業(他に分類されないもの)のうち学術・開発研究機関をいう。
- (9) コールセンター コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を提供する業務をいう。
- (10) 宿泊業 日本標準産業分類に定める宿泊業・飲食サービス業のうち宿泊業をいう。
- (11) その他条例の目的を達するため市長が特に必要があると認める業種

(指定の申請等)

第6条 条例第5条第4項の規定により指定事業者の指定を受けようとする事業者は、指定事業者指定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、操業開始の日から60日以内に市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者審査結果通知書(様式第2号)により当該事業者に通知するものとする。

(助成金の交付申請等)

第7条 指定事業者は、条例第6条の規定により助成金の交付を受けようとする場合は、次の各号に定めるところにより市長に申請するものとする。

- (1) 事業所等立地助成金については、指定事業者の指定を受けた日から6月以内に、事業所等立地助成金交付申請書(様式第3号)を提出するものとする。
- (2) 事業所等設置助成金、雇用促進助成金及び事業所等借上助成金については、基準日から60日以内に、事業所等設置助成金等交付申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合はその内容を審査し、適當と認めたときは、事業所等立地助成金交付決定通知書(様式第5号)又は事業所等設置助成金等交付決定通知書(様式第6号)により当該指定事業者にその決定内容を通知し、助成金を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 条例第8条第1項の規定による変更の届出は、条例第5条第4項の規定により申請した事項に変更が生じた日から10日以内に、申請事項等変更届(様式第7号)により市長に届け出るものとする。

(指定の取消し等)

第9条 指定事業者は、条例第9条第2号又は第3号に該当するに至ったときは、当該事由の発生した日から10日以内に、操業休止等届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合及び条例第9条各号に掲げる事由が生じたと判断した場合は指定事業者の指定を取り消し、当該指定事業者に対して指定取消通知書(様式第9号)により通知するとともに、必要に応じて助成金の交付の停止又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(助成金の端数計算)

第10条 条例別表第1に規定する事業所等立地助成金、事業所等設置助成金及び事業所等借上助成金の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(飛騨市企業誘致等条例施行規則の廃止)

2 飛騨市企業誘致等条例施行規則(平成16年飛騨市規則第145号)は、廃止する。

(平成22年度における指定申請期限の特例)

3 平成22年4月1日から平成22年3月31日までの間に指定事業者の指定を受けようとする事業者の市長への指定の申請に関する第6条の規定の適用については、同条第1項中「操業開始の日から60日以内」とあるのは、「平成23年3月31日まで」とする。

附 則(平成22年3月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の飛騨市企業立地促進条例施行規則の規定は平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月9日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の飛騨市企業立地促進条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月27日規則第15号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

既設の事業所等の種類	新設と認める基準
農業	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
製造業	左の業種と中分類が異なる事業所等を設置した場合
情報サービス業	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
インターネット附随サービス業	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
道路貨物運送業	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
高等教育機関	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
専修学校	左の業種と大分類が異なる事業所等を設置した場合
学術・開発研究機関	左の業種と中分類が異なる事業所等を設置した場合
コールセンター	コールセンターと異なる事業所等を設置した場合 ただし、既設の事業所等にコールセンターが附属している場合及び既設のコールセンターと関連する事業所等を設置する場合は新設としない。
宿泊業	左の業種と中分類が異なる事業所等を設置した場合

備考 この表中「大分類」及び「中分類」とは、日本標準産業分類の分類に基づくものをいう。
様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

飛騨市長 あて

申請者 所在地(住所)
名 称
代表者氏名
電話番号

指定事業者指定申請書

飛騨市企業立地促進条例第5条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 事業者の概要

本社の所在地			
会社の名称			
代表者氏名			
資本金(出資金)	千円	従業員数	人
業種及び 事業概要			

2 当該施設の概要

設置の区分	新設・増設・移設			
所在地	飛騨市			
地域指定 (該当する場合□にレ)	<input type="checkbox"/> 用途区域 () <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> その他の地域()			
規模	土地	m ²	家屋	m ²
設置に要した費用 (内訳)	取得費 円		借上料等 円	
	区分		価格	
	固定資産	土地	取得	円
			借上	円
		家屋	取得	円
			借上	円
	償却資産	取得	円	
		借上	円	
	その他	取得	円	
借上		円		
合計	取得	円		
	借上	円		
工事期間	着手年月日	完成年月日		
操業開始の日	年月日			
当該施設の従業員数	操業開始時の常時雇用従業員数 基準従業員数(増設、移設の場合のみ)			人
当該施設の概要 〔設立経緯〕 業務内容 運営形態 事業計画等				

※常時雇用従業員数：常時雇用する従業員の数とし、以下の場合は除く。

- ① 2月以内の期間を定めて使用される者
- ② 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 試の試用期間中の者
- ④ 貸金が日額又は時間額で定められている従業員

基準従業員数：操業開始日の1年前における常時雇用従業員の数

3 常時雇用従業員名簿

操業開始の日・操業開始の日の1年前【 年 月 日】

No.

NO	氏名	住所	年齢 (満年齢)	採用年月日

※増設又は移設の場合は、操業開始の日の1年前(基準従業員)の名簿も作成すること。

4 添付書類(当該施設に係るもの)

- (1) 法人の登記事項証明書及び定款又は規約の写し(個人にあっては、申請者の住民票の写し)
- (2) 土地の登記事項証明書及び位置図の写し
- (3) 家屋の登記事項証明書及び平面図の写し(増設にあっては既存家屋の平面図の写しを含む。)
- (4) 固定資産の売買契約書又は借上料等の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (5) 固定資産の区分ごとの明細がわかる資料
- (6) 決算書等経営内容を確認できる資料
- (7) その他市長が必要と認める資料

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

飛騨市長

印

指定事業者審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました指定事業者の指定について、飛騨市企業立地促進条例第5条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

なお、助成金の交付申請については、飛騨市企業立地促進条例別表第1の交付の要件に該当するものについて、同条例第6条の規定により申請してください。

記

1 審査結果

(非該当理由)

2 指定番号 第 号

3 施設の名称

4 所在地

5 附帯条件等

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

年　月　日

飛騨市長 あて

申請者 所在地(住所)

名 称

代表者 氏名

電 話 番 号

事業所等立地助成金交付申請書

飛騨市企業立地促進条例第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、事業所等立地助成金等の交付決定のため、固定資産税、法人市民税、市県民税、軽自動車税の種別割、上水道使用料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道関連事業分担金の納付状況を調査することについて同意します。

記

1 操業開始の日 年　月　日

2 指定番号 第　　号

3 助成金の申請額

区 分	助 成 申 請 額
事業所等立地助成金	円

4 固定資産の内訳

区 分	取 得 価 格
土 地	円
建 物	円
償 却 資 産	円
合 計	円

5 添付書類

(1) 固定資産の売買契約書及び領収書の写し

(2) 固定資産の区分ごとの明細が判る資料

ただし、指定事業者指定申請書の内容と変更がない場合は省略可

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

年　月　日

飛騨市長 あて

申請者 所在地(住所)

名 称

代表者 氏名

電 話 番 号

事業所等設置助成金等交付申請書

飛騨市企業立地促進条例第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、事業所等設置助成金等の交付決定のため、固定資産税、法人市民税、市県民税、軽自動車税の種別割、上水道使用料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道関連事業分担金の納付状況を調査することについて同意します。

記

- 1 操業開始の日 年　月　日
2 基準日 年　月　日(操業開始の日から 年目)
3 指定番号 第 号
4 助成金の申請額

区 分	助成申請額
事業所等設置助成金	円
雇用促進助成金	円
事業所等借上助成金	円
合 計	円

6 固定資産の内訳

区分	(年度賦課) 固定資産税課税標準額	固定資産税額
土地	円	円
建物	円	円
償却資産	円	円
合計	円	円

7 借上料等の内訳

区分	借上料等の額	契約先及び所有者
土地	円	契約先 所有者
建物	円	契約先 所有者
償却資産	円	契約先 所有者
通信費	円	契約先 所有者
合計	円	契約先 所有者

8 添付書類

- (1) 新規雇用従業員の住民票の写し(雇用促進助成金の場合)
- (2) 固定資産税納税通知書及び償却資産課税台帳等の写しで固定資産税の額を確認できる資料
(事業所等設置助成金の場合)
- (3) 借上料等に係る賃貸借り約書等及び領収書の写しで借上料等の額及び支払期日を確認できる資料(事業所等借上助成金の場合)
- (4) 借上料等の区分ごとの明細がわかる資料(事業所等借上助成金の場合)
- (5) 決算書等経営内容を確認できる資料
- (6) その他市長が必要と認める資料

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

飛騨市長

印

事業所等立地助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました事業所等立地助成金の交付申請について、
飛騨市企業立地促進条例第6条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金の額

区分	助成決定額
事業所等立地助成金	円

2 附帯条件等

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

飛騨市長

印

事業所等設置助成金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました事業所等設置助成金等の交付申請について、飛騨市企業立地促進条例第6条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金の額

区分	助成決定額
事業所等設置助成金	円
雇用促進助成金	円
事業所等借上助成金	円
合計	円

2 附帯条件等

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

年　月　日

飛騨市長 あて

申請者 所在地(住所)

名 称

代表者 氏名

電 話 番 号

申請事項等変更届

飛騨市企業立地促進条例第5条第4項の規定により申請した内容に変更が生じましたので、同条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更内容等

指定を受けた日 (指定前の場合は申請日)	年　月　日	指定番号 第　　号
変 更 内 容		
変 更 し た 日	年　月　日	
変 更 の 理 由		

2 添付資料

変更内容を確認できる資料

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

年　月　日

飛騨市長 あて

申請者 所在地(住所)

名 称

代表者 氏名

電 話 番 号

操業休止等届

飛騨市企業立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

指 定 を 受 け た 日	年 月 日	指 定 番 号
事 由 の 発 生 し た 日	年 月 日	第 号
届 出 事 項 (該当する場合□にレ)	<input type="checkbox"/> 操業を休止した。 <input type="checkbox"/> 操業を廃止した。 <input type="checkbox"/> 事業所等をその事業以外の用途に供した。	
届出事項の発生した理由		

様式第9号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

飛騨市長

印

指定取消通知書

飛騨市企業立地促進条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、指定事業者の指定を取り消したので通知します。

記

1 取消内容

指 定 し た 日	年 月 日	指 定 番 号 第 号
取 消 し の 日	年 月 日	
取 消 し の 理 由		
助 成 金 の 停 止 又 は 返 還		

2 助成金の返還額

円

3 附帯条件等